

和寒町介護従事者等資格取得支援事業補助金交付要綱

(平成 28 年 4 月 1 日告示第 24 号)

改正 平成 29 年 2 月 3 日告示第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、介護人材の確保及び資質の向上と定着の促進を図るため、民間の介護事業所に従事する者に対し、資格取得等に係る費用の一部を補助することについて、和寒町補助金等交付規則(昭和 45 年規則第 4 号)に規定するもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 介護事業所 本町に事業所を有し、民間が運営する介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の規定に基づく指定居宅サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所又は指定介護予防支援事業所をいう。

(2) 介護職員初任者研修 介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号)第 3 条に掲げる研修で、介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 22 条の 23 に規定する介護職員初任者研修課程に係るものをいう。

(3) 介護実務者研修 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年法律第 30 号)第 40 条に規定する介護福祉士試験を受けるために必要な研修で、介護福祉士として必要な知識及び技能の修得を目的として文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において実施されるものをいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助対象者は、介護事業所に勤務し、今後も継続して勤務する者若しくは、今後勤務することが決定している者とする。

(補助対象研修及び対象経費)

第 4 条 補助の対象となる研修(以下「研修」という。)は、介護職員初任者研修及び介護実務者研修とする。

2 補助の対象となる経費は、研修に直接必要とする受講料及び教材費とし、参考文献、交通費及び宿泊料は除く。

(補助金の額等)

第 5 条 補助金の額は、補助対象経費の 2 分の 1 以内とし、50,000 円を限度とする。ただし、100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 同一の研修に係る補助金の支給は、1 人 1 回限りとする。

(交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、研修の受講前に補助金交付申請書(別記第 1 号様式)により介護事業所を通して、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知の上補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付を受けた申請者は、研修の修了後速やかに事業実績報告書（別記第3号様式）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 研修の修了を証する書類の写し
- (2) その他町長が必要と認める書類

(補助金の返還)

第9条 町長は、偽りその他不正な行為により補助金を受けたと認められるときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年2月3日告示第4号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成29年1月1日から適用する。